

発議第4号

南勢志摩水道用水供給事業受水費の引き下げ等に関する意見書について

南勢志摩水道用水供給事業受水費の引き下げ等に関する意見書を次のとおり提出する。

平成25年6月21日 提出

| | | |
|---------|-----|----|
| 松阪市議会議員 | 水谷 | 晴夫 |
| | 中村 | 良子 |
| | 山本 | 節 |
| | 大久保 | 陽一 |
| | 濱口 | 高志 |
| | 松田 | 俊助 |

南勢志摩水道用水供給事業受水費の引き下げ等に関する意見書

水道が住民の社会経済活動を支える基盤施設となった今日、これまでも増して安全で良質な水道水の安定的な供給が求められている。

最近の水道事業を取り巻く環境は、社会全体での節水意識の高揚、全国で見られる人口減少の動きは当市も同様でありそれによる給水人口の減少、これらの要因による給水収益の落ち込み等により経営環境は年々厳しさを増している。

こうした中で、松阪市の水道事業は県営水道からの受水費が大きく経営に影響を及ぼしており、平成23年度水道事業会計では受水費が給水原価の約40%を占め、この負担が当市水道事業会計を著しく圧迫している状況にある。

また、県営水道の受水料金は、責任水量制を導入しているため、現状の契約水量との乖離も大きくなっており、水需要量の推移は社会経済情勢によって大きく左右されるもので、現在の社会情勢においては非常に厳しく予測し難いものがある。

よって、県においては、こうした実情等を十分考慮し、平成27年度の見直しに当たっては、契約水量とともに責任水量制において、水需要量の実態に応じた適正水量とする見直し、また、受水費の大幅な引下げに配慮し、市民に低廉な水の安定供給ができるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月21日

三重県松阪市議会議長 中森弘幸